

公 告

このたび南相馬市の村上・福岡地区を受益地域とする県営村上・福岡地区農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）計画を変更したいので、土地改良事業の計画の概要につき南相馬市長と協議するに当たり、土地改良法第88条第6項で準用する同法第87条の2第8項の規定により下記事項を記載した書類とともに、この旨を公告します。

なお、変更後の土地改良事業計画の概要に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに知事宛意見書を提出してください。

令和7年10月20日

福島県知事 内 堀 雅 雄

記

- 1 縦覧に供する書類 変更後の土地改良事業計画概要書
- 2 縦 覧 期 間 令和7年10月21日から令和7年11月10日
- 3 縦 覧 場 所 南相馬市役所
- 4 意見書の提出方法等
 - (1) 意見書の提出方法
 - ① 持参、郵送、ファックス又は電子メールによること。
 - ② 様式、用紙規格は任意とする。
 - ③ 口頭又は電話での意見は受け付けない。
 - (2) 意見書の記載事項
 - ① 意見書の提出年月日
 - ② 意見提出者の氏名（団体の場合は、団体の名称及び代表者氏名）及び住所（団体の場合は主たる事務所の所在地）
 - ③ 電話番号（電子メールの場合は、メールアドレスも記載。）
 - ④ 当該土地改良事業名
 - ⑤ 当該土地改良事業の計画の概要に対する意見
 - (3) 意見書の提出先
 - ① 郵 送：〒975-0031 南相馬市原町区錦町1丁目30
相双農林事務所農村整備部農地計画課
 - ② ファックス：0244-26-1168
 - ③ 電子メール：seibi.af06@pref.fukushima.lg.jp